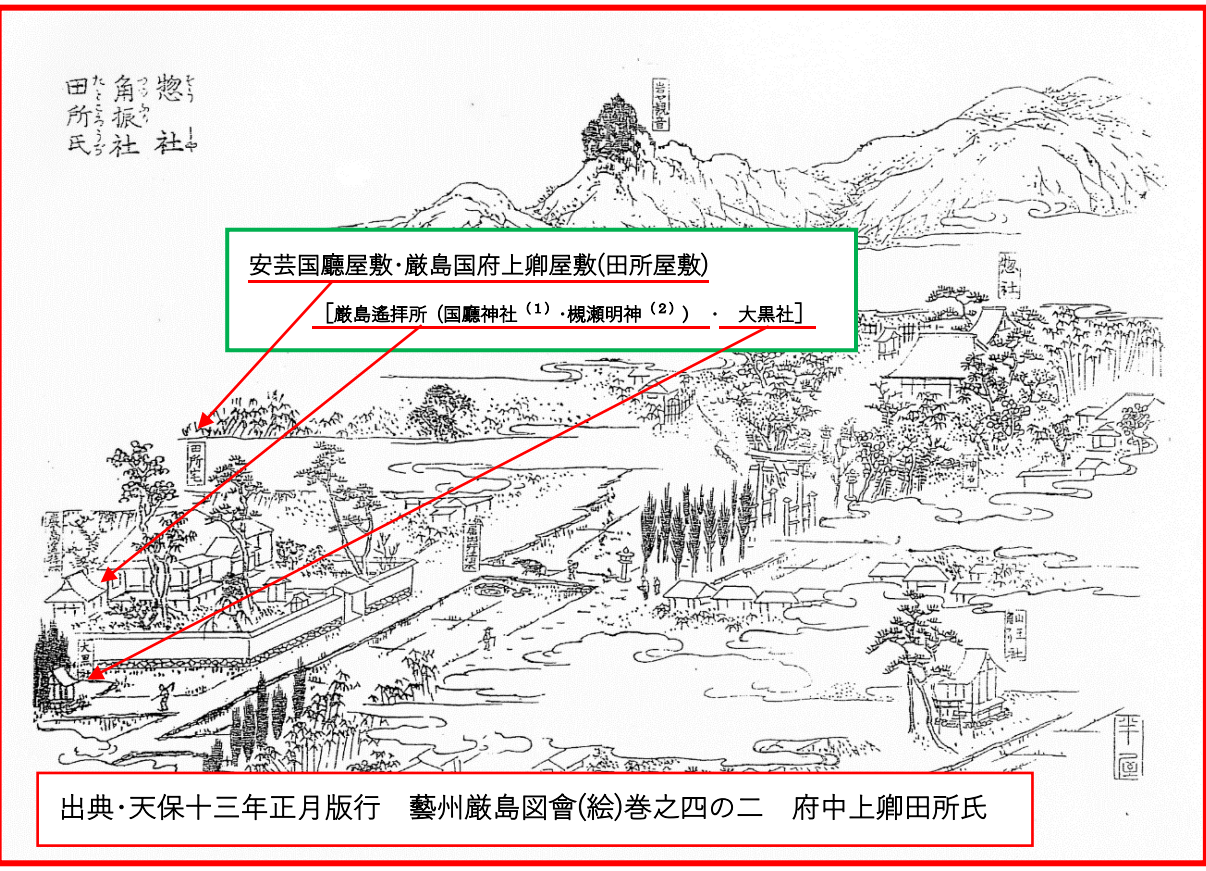


田所明神社(1) 概瀬明神(2) 大黒社合祀安芸国廳屋敷・厳島国府上卿屋敷鎮座・阿岐国造家 公式略記



https://tdskenryu.jp

国立公文書館内閣文庫『風軒文書集』厳島神社定勅使祭主田所主税元教家文書所収
国立公文書館内閣文庫『風軒文書集』厳島神社定勅使祭主田所伊織元俊家文書所収
広島県重要文化財紙本墨書『田所文書』(安芸国衙領注進状一巻・文書の幅二八寸長さ一四寸・沙弥讓状一巻・文書の幅二八寸長さ二二寸)『田所恒之輔氏所蔵』(田所累系)所蔵、『田所旧記』(祭祀控)所蔵。
注(一) 国廳神社 『国史大辞典』によると府中村は國府の地なりと、『芸州府中荘誌』二二六頁によると、村の北方石井城に國廳屋敷に在り社地一畝一歩有せしと、字石井城國廳屋敷(現田所屋敷内)往古國廳内に神社を設け職員一同朝夕禮拜したるもの。
注(二) 概瀬明神 概瀬明神は『芸藩通志』名神考 安芸國神名帳に正二位五前の位階とある。『芸藩通志』卷二、五三二頁。田所氏の宅後に神石あり、つきのかみと称して、毎年正月三日、十二月晦日、燈を献じて之を祭る。

田所家所蔵していた文書及び関係文書一覽『佐西四度使免状』、『田所執事職免状』、『大帳所大判官代補任状』、『田所讓渡解状』、『田所職讓状』、『田所職補任職宣』、『安藝國司廳宣田所補任執事完部職事』、『廳宣留守所補任田所執事職事位佐伯田所惟兼右人、補任彼職如件、宣承知、依宣用之以宣久壽二年(一五五)十月十四日中務大輔兼大介平朝臣(書)書判平朝臣清盛』、『公麻給出入解状』、『新田開発解状目代裁判書』、『田所兼資解』、『安芸國留守所補任状』、『留守所 補任大掾職事 従五位下 平朝臣田所俊兼』、『安藝國司某下知状寫 書判 下 左近將監田所遠兼』、『田所資賢姓平、氏田所嘉元二年(一三〇)四年田務職執事相傳之所帶、父高資ヨリ受レ讓而、任田所惣大判官代新左衛門尉平朝臣』、『六波羅御教書』(安藝國田所資賢)、『雜訴決断所牒 安芸國衙 当国田所信兼』、『安藝國目代施行狀寫信兼之田所殿』、『安藝國在廳石井末忠着到軍忠狀寫』、『石井七郎末忠(被下)論旨 後醍醐天皇』、『常陸親王令旨寫』(田所惣判官代新左衛門尉平朝臣田所信高)、『目錄 貞和五年(一三四)一装束証文』、『田所在後至徳二年(一三八)五月朔日、被レ定 厳島上卿役 御証文拜載、御装束毛拜載、正三位上厳島神社同度初申之御神事定勅使國府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、』、『東寺雜掌申状 東寺白合文書才一一二五嘉慶元年(一三八)七(田所在後起請文)』、『毛利元就供米返事寫切紙』(右馬頭元就田所胤近左衛門殿)、『永祿十年(一五六)七元信舎弟後替 毛利元就公賜御証文判形事』、『田所元昌書狀折紙』、『府中田所鎮守社・厳島國府上卿屋敷神恩田所家文書』(一)、『二)等ほか、国立公文書館内閣文庫『風軒文書集』厳島神社定勅使祭主田所主税元教家文書によると、天明五年(一七八)五田所家所蔵の三六〇通文書の内、文字の明らかなる、近衛院御宇久壽二年(一五五)一御庁宣、同御宇仁平二年(一五二)田務職讓状、同御宇一旧書高倉院治承三年(一七九)一御國宣、六三通の目錄が記されている。
広島縣史 第一編 地志 百三十三頁によると
國府 中古以来、國衙ありし所、當時音便にてコフイ、後世は國府と稱したり。安芸國府は、今の安芸郡府中村なり、國庁屋敷と呼ぶ地あり、往時の在庁田所家の裔、多家神社社司田所竹槌の現住地即是なり。
注(三) 広島縣史 第一編 地志(発行一九二)一九二四 発行 帝國地方行政学会

広島縣史第二編 社寺志 神社 四六頁によると
上卿二員 一は安芸郡府中村に居る、伝え云う、古は年々朝廷より奉幣使ありしか、小松天皇の朝、石井在俊(田所累系)によると田所惣判官代左衛門尉平朝臣田所在俊を以て定勅使に補せられると、(子孫田所氏を稱す)。
ま(三) 広島縣史 第二編社寺志(発行一九二)一九二四 発行 帝國地方行政学会

阿岐国造は『先代旧事本紀』(『現代語訳』卷十國造本紀、五八七頁によると、天湯津彦命五世孫・阿岐国造・飽速玉命(國造氏族は佐伯氏と伝えられ、厳島神社の神主となつて以来、代々襲してきた。田所明神社の田所氏も國造佐伯氏の後裔とされる。速谷神社は飽速玉命(飽速玉勇命)を祭る。東広島市西条の三ツ城古墳が國造氏族の墓とされる)。國造は國史大辞典、八四二頁によると、古代の地方豪族で伴造に対応する氏族時代の地方官。『広島県史』古代中世資料編一神話・伝説 先代旧事本紀一〇國造本紀によると、『阿尺國造(阿尺國・阿岐國造同祖)・思國造(陸奥國・阿岐國造同祖)・伊久國造(陸奥國伊久・阿岐國造同祖)・染羽國造(陸奥國標葉・阿岐國造同祖)・信夫國造(信夫國・阿岐國造同祖)・白河國造(磐城國白河・阿岐國造同祖)・佐渡國造(佐渡國・阿岐國造同祖)・怒麻國造(伊予國野間・阿岐國造同祖)・波久岐國造(波久岐國・阿岐國造同祖)等は天湯津彦命安芸津彦命埃の宮・多家神社の主祭神の一座(阿岐國の開祖神)を遠祖とされている。』(注(五)『広島県史』古代中世資料編一六七三六七四頁、『先代旧事本紀』(『現代語訳』卷十國造本紀、五四一・五四六・五五一・五四五頁。大化の改新以後、國造を廢せられた。田所氏の先祖は佐伯姓を名のり、現在の佐伯区三宅の田所屋敷に住む佐伯郡の郡司を務めていたが國司の連任が多くなつてから國府に入り、在庁官人となつた。田所とは在庁の行政事務のうち、主として土地關係書類を管理する一つの部門(所)であつた。佐伯氏が在庁官人となつて田所執事の職を世襲するようになり田所氏と稱するようになった。』(注(六)五市町史上巻一五〇頁。田所氏は後に府中に出て、有力在庁官人(田所惣大判官代・田所職や大掾職等)となる。一族は厳島神社神主にもなつている。『田所累系』によると田所氏は「佐伯」を本姓とし、姓を佐伯のほか平、三宅、田所、藤原等とも稱した。氏は大化の改新以前の制度や平安期の職名から田所氏とした。現在まで、本姓は旧来の佐伯を踏襲しつづ、氏は田所を踏襲している。佐伯(田所)資隆は平安時代の初め頃九〇〇±年、五市市三宅の田所屋敷から府中に赴任した。以後國府の有力在庁官人として世襲した。田所氏が世襲した主な職名は、佐西四度使・田所執事職、田所惣大判官代(三善(莊園を經營する役職名)・信職、大帳所惣大判官代(三善兼信、田所執事職、田所執事完部職、田所文書執行職、田所所完部職、田所惣大判官代藤原朝臣經兼、執事兄部職、田所惣大判官代田所執事職、田所大判官代散位藤原朝臣佐伯惟兼、田所執事職佐伯惟兼、田所惣大判官散位佐伯朝臣則兼、田所書生職、收納使)田所則兼、ま(七) 收納使『山川 日本史小辞典』(改訂新版 山川出版社 四六〇頁によると、平安中期以降、受領國司によつて在地へ派遣された國使。税物の徴収・收納にあつた。目代や惣大判官代などの肩書をもつ國衙官人で、受領腹心の者が任じられ、…:郡・郷を単位として派遣され、國衙官人の書生と郡司を率いて、郡・郷收納所を構成し徴税を行った。受領による國衙機構再編成の重要な一環といえる。
田所惣大判官代散位下総權守藤原朝臣為兼、田所文書所 田所惣大判官代權介平朝臣兼資・書生職、田所大判官代散位平兼資・田所書生職、田所惣判官代資家平朝臣、大掾職平朝臣俊兼、田所惣大判官代左近將監平朝臣遠兼、田所惣判官代新左衛門尉平朝臣高賢、田務職執事相傳之所帶ヲ父高資ヨリ讓リ受ケ田所惣大判官代新左衛門尉平朝臣資賢、奉幣使、厳島國府上卿役定勅使祭主等であつた。田所執事職の佐伯三宅信職は延久四年(一〇七)頃、広大な屋敷を有し國廳神社を建立。朝夕、國府の在庁官人をはじめ所従が嚴島の方角に向かつて礼拝し、安芸國の政治を掌つたと伝わる。』(『宮島町史』資料編 地誌紀行編一芸藩通志卷十四 祭祀祈禱、三三九頁によると、山槐記(一)に治承三年(一一七)二月二十九日初申神事は、被レ發遣祈年穀ヲ奉幣安芸伊都岐島ニ、可令列十二社ニ之由、有沙汰二頭ノ中将通親朝臣、被レ仰下云々、而猶彼社祭日只可令預官幣ニ之由有議被止十二社例」とあり。注(八)山槐記は、中山忠親の日記。中山忠親は平安時代末期から鎌倉時代初期の公卿で内大臣を務めた人物。現存する伝文によれば、記載時期は仁平元年(一一五)から建久五年(一一九)までの四〇年間あまりである。(治承三年(一一七)以降、安芸國の國祭である初申御神事において当初京都より勅使が使わされた。後に『芸藩通志』卷一 一九三頁、一九四頁によれば)『又按に、『拾芥抄』(一)に、正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近代無其沙汰、とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故國府、田所氏以下(の祠官等、祭事を掌ることになりしならむか。初申祭、毎年、二月、十一月、これを行う。【この頃より勅使の代わりに國府上卿とよばれ在庁官人兼奉幣使を兼務した。鎌倉中期頃より、田所氏が有力在庁官人と、奉幣使を、田所信高まで兼務した。』(注(九)『拾芥抄』(國史大事典)二五三頁によると現存本は三卷。和田英松は永仁二年(一二九)の写本のある『本朝書籍目録』に『拾芥抄』がみえるので永仁二年(一二九)洞院公賢四歳の年以前の成立とした。鎌倉時代中期には原型が成立し、暦応年間に公賢がそれを増補・校訂したと考える。
田所惣大判官代新左衛門尉兼奉幣使田所資賢の七男、石井七郎末忠公は、後醍醐天皇より論旨を賜り、建武の新政を成す。延元元年(一三三)湊川の戦いで楠正成公とともに石井七郎末忠公は忠死された。田所信高は、姓平、氏田所、建武二年(一三五)十月、父信兼ヨリ受讓、任田所惣判官代新左衛門尉平朝臣、田所惣判官代新左衛門尉平朝臣兼嚴島神社同度初申之御神事奉幣使祭主となつた。田所信高は永和五年(一一七)二月廿五日、厳島社御勅使葉被損二付、為料足一当国入野郷一町之内三段、黒瀬村二段、以上五段拜受之免状アリ。在庁官人の田所在俊は、貞治五年(一一八)父田所信高より田所惣大判官代左近衛門尉兼奉幣使を譲り受け、至徳二年(一三八)正三位上安芸國嚴島神社同度初申の御神事定勅使祭主兼安芸郡府中村、南八幡別宮、北 惣社も嚴島と同様定勅使祭主に補せられ、御証文と御装束を拜載す。事後、田所氏は明治五年(一八七)まで定勅使祭主を約二〇〇坪の安芸國廳屋敷・厳島國府上卿屋敷において代々相続した。又、中古より國廳神社の神事を中心に氏子の農耕養蚕商業によつて、生活の基礎が進められてきた。大正五年十一月、最後の厳島國府上卿役祭主で、のちの多家神社・埃宮社司(本姓佐伯田所元善元繁竹槌は「厳島遙拝所(國廳神社)・概瀬明神)・大黒社三社の御祭神を合祀し、田所明神社と改め、氏子万民とともに盛大な御遷座祭が斎行され、國家安泰、家内安全、五穀豐穰等、神明に加護を祈つた。大正八年(一九)秋、石井七郎末忠公は大正天皇より正五位を追贈され、有志により、石井城址に顕彰碑が建立された。田所明神社は万民崇敬者の家内安全・農耕安産生育・厄除け・学業成就・商業繁栄等において靈驗あらたかで、神威明照御神徳、高く尊崇篤き神社です。田所名水・御神水は旧厚生省のおいしい水の要件に適合し、広島県環境保健協会一般項目検査適合した、県内唯一の銘水です。詳細は『田所明神社公式サイト』で検索下さい。様々な資料を綺麗な画面でご覧いただけます。

広島県重要文化財紙本墨書田所文書(安芸国衙領注進状一巻・沙弥讓状一巻)所蔵

